

Q1 病医院では、社会保険診療など消費税が非課税であるため、医療材料や医薬品などの仕入れで支払う消費税が損税になるということですが、どうしてそうなるのですか。

A

ポイント

- (1) 病医院は「課税売上割合」が非常に低い業種であるため、支払った消費税が預った消費税よりも多くても支払損が生じ、納付せざるを得なくなります。
- (2) いわゆる「医療機関の損税問題」は消費税導入以来続いている問題で、その後の税率アップ、課税事業者の拡大等からその負担は増えていますが、将来、消費税率アップとなれば、病医院の経営に多大な影響を与えることとなります。

1. 消費税の仕組みと社会保険診療等が非課税であるため発生する損税

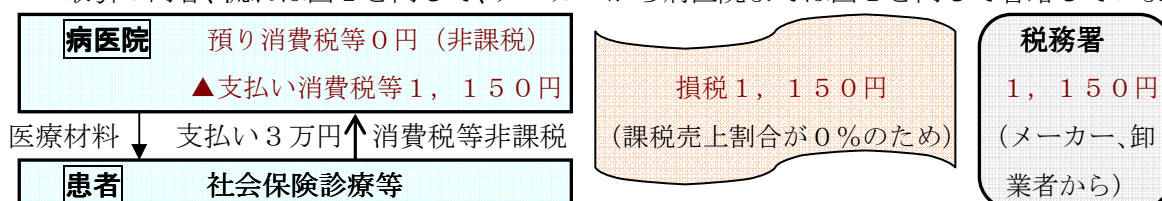
(1) 消費税は預り金で、消費税を負担するのは原則として最終消費者である患者です。一方、消費税を納付するのは各事業者で、下図のように預った消費税から支払った消費税を差し引いて行いますが、病医院の場合非課税となる社会保険診療等のウエートが高いため、患者から預った消費税がないのに仕入れには消費税を支払っているため支払損が生じてしまうこととなります。

図1 消費税の基本的な仕組み（患者への診療が自由診療等である場合）



図2 消費税の基本的な仕組み（患者への診療が社会保険診療等である場合）

取引の内容、流れは図1と同じで、メーカーから病医院までは図1と同じで省略しています。



- (2) 図1のように自由診療の場合は患者に消費税が課税され、病医院は、患者から預った消費税から卸業者に支払った消費税を差し引いて納付することになります。ところが図2のように消費税が非課税となる社会保険診療等の場合、病医院は預る消費税がないため支払った消費税を差し引くことができず、非課税収入部分の仕入れにかかった消費税が損税となってしまいます。
- (3) 実際の病医院の収入には、非課税となる社会保険診療等と課税される自由診療等がありますが、非課税診療と自由診療に共通する医療材料などにかかる支払消費税については、消費税の仕組みとして、課税となる収入に対応する分しか支払消費税から控除できません。

病医院の現在の消費税の取扱い

$$\text{納付する消費税額等} = \text{患者から徴収した消費税等} - \text{仕入にかかった消費税等}$$

(自由診療など課税部分) (課税対象部分のみ)

- (4) 病医院の場合、自由診療等の課税される収入の割合は低いので、図1、2のように消費税を1,150円支払っても課税売上割合が例えば10%であれば、115円(1,150円×10%)しか控除されず、残額1,035円は病医院の経費として負担することになっています。

2. 控除対象外消費税等負担額の病医院経営への影響

- (1) 平成元年4月の消費税導入の際、保険診療は社会政策的な配慮から非課税とされ、その後、平成12年4月に始まった介護保険サービスも非課税とされました。税制改正で平成16年4月から事業者免税点の引下げで、基準期間の課税売上高が1,000万円以上の事業者が課税事業者となり(改正前は3,000万円以上)、簡易課税制度が選択できる適用上限が5,000万円に引き下げられ(改正前は2億円)、病医院でも新たに課税事業者となるものや簡易課税制度を選択することによる損税の緩和策が図れなくなったものが増えました。
- (2) 多くの病医院は保険医療が中心であるため、医業収益の多くは消費税非課税売上に該当しますが、一方、支払う消費税の殆どが非課税売上、課税売上に共通しています。
- そのため、支払消費税のうち低い課税売上割合を乗じて差し引かれる部分以外の大きな部分が病医院の経費となっており、“消費税が病医院の経営を圧迫している”、“病医院は最終消費者ではないのに、なぜ消費税の負担者になるのか”、という問題になっています。
- (3) このように病医院の負担となっている消費税分について、薬価や診療報酬点数に一律上乘せしていると厚生労働省は説明しているようですが、税負担は病医院によって様々であり、また、建物の建築や医療機器導入時に発生する多額の消費税にはそのような手当はなく、税の不公平感は消費税の仕組みの中で解決すべきものといえましょう。
- (4) 消費税の仕組みの中で損税を解消しようとするれば、非課税制度を原則課税又は軽減税率、ゼロ税率の適用のいずれかになりますが、そうすると課税仕入税額をすべて仕入税額控除できるものの、軽減税率やゼロ税率を適用するということは消費税が複数税率になるということですから、税の公平性等の別の問題が発生し、加えて軽減税率では患者負担増にもなります。
- (5) 平成16年改正の病院会計準則の損益計算書原則では、医業費用に「控除対象外消費税等負担額」を加えています。黒字病院の控除対象外消費税等負担額はある試算によると2,000万円を超えている模様で、消費税の仕組みが変わらないかぎり、将来、消費税率が上がるときは、控除対象外消費税等負担額が増大し病医院にとって更なる経営圧迫要因となりましょう。

Q2 内科の診療所を開業しましたが、先に開業している先輩から医師課税の特例を選択すると税金が軽減されると聞きました。特例を選択した場合の所得計算の仕方と青色申告特別控除の計算について教えてください。

A

ポイント

- (1) 社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下の場合、実際の必要経費によらず、その保険診療収入に一定の経費率を乗じた金額を必要経費とすることができる特例があり、その税額軽減効果から特に小規模な個人診療所に選択されています。
- (2) その場合、必要経費も保険診療分と自由診療分に区分する必要があるため、自由診療収入を総診療収入で除した割合に調整率を乗じて自由診療割合を求めます。
- (3) 青色申告特別控除は、自由診療に係る所得金額を基に限度額を控除します。

1. 社会保険診療報酬の所得計算の特例

(1) 社会保険診療報酬の特例が適用できる場合

診療所の収入は大別すると、①社会保険診療報酬、②自由診療収入、③その他の収入に区分されます。そのうち①については、社会保険診療報酬の所得計算の特例（措置法第26条）により、その年分の社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下の場合に限り、実際の必要経費によらないで、右記の経費速算表の報酬金額区分に応じて計算式で計算した金額を事業所得の必要経費とすることができます。

社会保険診療報酬に係る経費速算表

社会保険診療報酬の金額 (A)	経費の計算式
2,500万円以下	A × 72%
2,500万円超 3,000万円以下	A × 70% + 50万円
3,000万円超 4,000万円以下	A × 62% + 290万円
4,000万円超 5,000万円以下	A × 57% + 490万円

計算例 社会保険診療収入3,800万円の場合の医師課税の特例による社会保険診療に係る経費の額は次のように計算されます。

$$3,800万円 \times 62\% + 290万円 = 2,646万円$$

この特例は、社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下であれば自由診療収入がいくらあっても、適用が受けられます。また、この特例は確定申告の際に選択することになります。

全診療所の約38%がこの特例を用いて計算しており、特に個人経営の診療所が用いる割合が殆どで、規模や収入が小さくなるほど税金の納付額の軽減の効果が高くなるようです。

(2) 社会保険診療と自由診療の共通経費はどうするか

社会保険診療と自由診療の共通経費は、その経費の種類に応じて収入、診療実日数、使用薬価などの比率（自由診療割合）を基準として区分します。その結果、自由診療収入に係る必要経費は、その区分された自由診療分の経費と他の自由診療固有経費との合計額となります。

この区分を保険診療収入と自由診療収入との比によって行う場合には、次の算式によって求めた自由診療割合によることとされています。

$$\frac{\text{自由診療収入}}{\text{総診療収入}} \times \text{調整率} = \text{自由診療割合}$$

自由診療に対する診療科目別調整率

診療科目	調整率
産婦人科、歯科	75%
眼科、外科、整形外科	80%
上記以外（内科、呼吸器科他）	85%

この調整率は、一般に保険診療による診療単価よりも自由診療による診療単価の方が高いため、収入金額の比による割合では、自由診療割合が大きくなり自由診療分から必要経費を控除しすぎることとなりますので、この点を調整するため定められたものです。

固有経費は、社会保険診療報酬と自由診療収入のどちらに係る経費であるかを明確に区分できるもので、例えば、次のような経費が該当します。

- ① 事業税及び消費税（自由診療分）
- ② 第三者に委託したレセプト請求費用（社会保険診療分）
- ③ 未収金を個別管理している場合の貸倒損失（自由診療分・社会保険診療分）

$$\begin{aligned} & \text{保険診療収入} - \text{保険診療収入} \times \text{速算表経費率} = \text{保険診療収入に係る所得} \cdots A \\ & \text{自由診療収入} - (\text{共通経費} \times \text{自由診療割合} + \text{自由診療固有経費}) = \text{自由診療収入に係る所得} \cdots B \\ & A + B + \text{雑収入} = \text{その年分の医業所得} \end{aligned}$$

なお、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得計算を行う場合は、全ての費用がこの規定により計算した必要経費の中に含まれることとなりますので、例えば、医療用機器の廃棄除却損失などの資産損失があっても、その金額を別途控除することはできません。

2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例と青色申告特別控除

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を受ける場合の青色申告特別控除額の計算

青色申告者が、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を受ける場合の青色申告特別控除額（最高65万円）の限度額計算は、社会保険診療報酬に係る所得を除外したところにより行います。したがって、自由診療等に係る所得金額を基に限度額65万円を計算して控除することとなります。

$$\text{自由診療に係る所得金額} - \text{青色申告特別控除額} = \text{所得金額}$$

青色申告特別控除額は、青色申告をしている人で正規の簿記の原則（一般的には、「複式簿記」）に従って記帳を行っている人が、決算に際してその記録に基づいて「貸借対照表」と「損益計算書」を作成して、期限内に提出する「所得税の確定申告書」に添付して申告をすれば、最高65万円の青色申告特別控除額を所得から控除することができます。ただし、簡易な簿記の方法により記帳している人や正規の簿記の原則に従って記帳を行っていない青色申告者である場合には、最高10万円の青色申告特別控除額となります。

(2) 措置法第26条の適用を受ける場合の青色申告特別控除額の計算

計算例 複式簿記で記帳している青色申告者が社会保険診療報酬の特例の適用を受ける場合、青色申告特別控除額控除前の所得金額が次の場合、青色申告特別控除額の計算はどうなりますか。

社会保険診療報酬に係る所得金額 1,000万円

自由診療に係る所得金額 (a) 300万円の場合、(b) 50万円の場合

複式簿記により記帳していますので青色申告特別控除額は65万円ですが、社会保険診療報酬に係る所得金額1,000万円を加味しないで、自由診療に係る所得金額から青色申告特別控除額を差し引くこととなります。

(a) の場合 300万円 > 65万円 よって青色申告特別控除額は65万円 となります。

(b) の場合 50万円 < 65万円 よって青色申告特別控除額は50万円 となります。